



# 三好市まちづくり基本条例が 10月1日から施行されます

三好市議会3月定例会において、三好市まちづくり基本条例が可決されました。この条例は平成24年10月1日から施行されることとなりますので、これから条例の中身についてシリーズで解説していきたいと思えます。

## そもそも「まちづくりって何？」

よく耳にする言葉「まちづくり」ですが、あらためて意味を考えてみましょう。

- 安全で安心して暮らせる生活環境を守る活動
- よりいっそう住みよいまちとするための活動

三好市まちづくり基本条例の中ではこういった活動を「まちづくり」と捉えています。では、具体的に市民が参加する「まちづくり」を右に例示してみましょう。

こういった活動に参加することが、「まちづくりに参加する」ということとなります。それぞれのまちづくり活動についての具体的なルールは、まちづくり基本条例に定めるのではなく、個別にルールを決めていくこととなります。それぞれのルールはまちづくり基本条例に沿った内容となります。

選挙で投票に行く



ゴミを分別する



地域活動に参加する



市報やホームページで  
市政情報を見る



## まちづくり基本条例って何？

三好市まちづくり基本条例は、これから三好市がどのようなまちを目指すのか、どのようなまちづくりを推進していくのかを定めたものです。また、まちづくりを担う「市民」「議会」「行政」3者の役割・責任・義務を明らかにすることもこの条例の目的です。

## どうして「まちづくり基本条例」が必要なのでしょう？

今までは、国が画一的なまちづくりの方向を示してきましたが、地方分権が進むに伴って国と地方の関係が協調・対等なものとなり「地方は自ら考え、自ら決定し、自ら責任を持つ」ことが必要となりました。つまり、これからは国が決めたルールに従った画一的なまちづくりを進めるのではなく、地域の実情に合った個性豊かなまちづくりを進めることが可能となり、そのための基本ルールを自ら考え定めることが必要となって、三好市まちづくり基本条例が策定されることとなりました。

※ 条例の正式名称がまちづくり基本条例に決まりました。シリーズまちづくり条例は今月号からシリーズまちづくり基本条例になります。



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。  
ぜひご覧ください。

◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202  
kikuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp